

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 近藤 成一

本論文は、鎌倉時代に並立した二つの政権である鎌倉幕府と公家政権のそれぞれの構造的特質を分析して、両者が共通の性格を有することを明らかにし、その権力のありかたを規定した鎌倉時代の政治構造や政治秩序に論及したものである。

全体は四部からなり、冒頭の総論では、武家政権と公家政権の構造、鎌倉時代の社会と領主制などの観点から本論文全体の趣旨を整理する。

第一部「鎌倉幕府の裁許と安堵」では、鎌倉幕府が主従制的支配権と統治権的支配権から成り立っているとし、政権成立期にはもっぱら前者に基づく支持勢力の拡大によって権力形成がはかられ、政権の安定化とともに後者の整備・充実が進められたことを明らかにし、その点に武家権力の性格変化を見出す。具体的には、主人による従者保護を意味する安堵の権能が次第に抑制されてゆき、代わって客観的な理非判断による裁許の権能が優越していったことを、下文から下知状の分化、および裁許状の整備など、古文書学的分析から導き出している。

第二部「鎌倉時代の公家政権と公武関係」では、院権力が、天皇・太政官制では行使し得なかった主従制的支配権を發揮するに至ったとみて、院政の成立によって公家政権も鎌倉幕府と類似した、統治権的支配権・主従制的支配権を備える封建権力に転化していったとみる。鎌倉時代には京都と鎌倉に二つの封建権力が並び立っていたとして、両者の関係が国家間の外交関係にもなぞらえられることを指摘し、その具体的なあり方を、公武両政権が協同した悪党処分システム「悪党召し取りの構造」などで呈示する。

第三部「鎌倉時代の社会と領主制」では、公武両政権がともに訴訟制度の整備という方向で統治権的支配権を發揮していった社会的背景には、分割相続の限界や本所・地頭間の対立による所領相論の頻発という社会情勢があったと指摘する。

第四部「補論」では、第一部から第三部までの各論をふまえて、鎌倉時代の公武関係及び政治秩序についての通史叙述を試みている。

以上のように、本論文は鎌倉幕府・公家政権の双方を視野に収め、両者が同じ社会構造に立脚した、主従制的支配権・統治権的支配権を備えた政治権力であることを明らかにし、鎌倉時代の政治構造や秩序をとらえることに成功している。とくに古文書学的分析を徹底することで、政治権力論を高めている点には方法論の独自性が認められる。ただ、法学的概念の准用のしかたや「封建的」という用語の使い方、論文構成上の総論と補論との関係などに課題を残すが、本論文の価値を損なうものではない。

以上により、本審査委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するにふさわしい業績と判断した。